

播磨町まちづくりパートナー事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、播磨町（以下「町」という。）の公益のための事業の提案に対して、補助金を交付することにより、協働のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(対象となる団体)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる団体（以下「団体」という。）は、町内で公益性のある事業に取り組むもので、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 総合計画における施策又は町が策定する計画における事業に合致する事業を行っていること。
- (2) 事業の核となる者が3人以上で組織されていること。
- (3) その効果が町に還元されることが期待される事業を行っていること。
- (4) 事業を計画的に展開していくためのビジョンを有すること。
- (5) 適正な会計処理が行われていること。

(対象となる事業と補助区分)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、団体が新たに取り組む事業又は既存の事業を拡充する内容であって、広く住民が参加できるものとし、その区分は別表1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象としない。

- (1) 私的な事業又は特定のものの利益のための事業
- (2) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがある事業
- (3) 特定の政治、思想又は宗教に関する事業を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある事業
- (4) 学術的な研究を主な目的とする事業
- (5) レクリエーション又は親睦を主な目的とする事業
- (6) 既存の制度又は枠組みで対応できる事業
- (7) その他補助することが適当でないと認められる事業

3 補助金の交付は、対象となる年度において同一団体につき1回に限るものとする。ただし、別表1に掲げるチャレンジ応援枠の採択のみを複数回受ける場合においては、この限りではない。

4 各区分における補助率及び補助の限度額は、別表2のとおりとする。

(補助対象期間)

第4条 まちづくりパートナー事業の補助対象期間は、補助金の交付決定日から補助を受ける年度の3月31日までとする。

2 別表1の地域提案枠においては、実施効果が高く、継続して実施することが総合計画の達成に向けて効果的であると町長が認めた事業については、3回を上限に補助金の交付対象となることができる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、播磨町まちづくりパートナー事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請者概要書
- (4) その他町長が必要があると認める書類
(審査委員会)

第6条 交付申請のあった事業の採択については、播磨町まちづくりパートナー事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

2 審査委員会を設置するにあたり、必要な事項は別に定める。

(交付決定の通知)

第7条 町長は、前条の審査委員会の審査結果に基づき補助の決定を行い、必要となる条件を付した上で、播磨町まちづくりパートナー事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、団体に通知するものとする。

(実績の報告)

第8条 団体は、補助対象事業が完了したときは、播磨町まちづくりパートナー事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算報告書
- (2) 会計明細書
- (3) 領収書等の写し
- (4) 活動成果報告書
- (5) 事業の様子を撮影した写真又は成果品の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告がされたときは、これを審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 前項の規定による補助金の額の確定の通知は、播磨町まちづくりパートナー事業補助金交付額確定通知書（様式第4号）によるものとする。

(補助金の請求)

第10条 団体は、補助金の額の確定の通知を受けたときは、播磨町まちづくりパートナー事業補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 前条の規定にかかわらず、町長は、補助事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助金を概算払いすることができる。

2 団体が前項の規定により概算払を請求するときは、播磨町まちづくりパートナー事業補助金概算払請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、概算払により交付した補助金の額と第9条の規定により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

(交付決定の変更及び取消し等)

第12条 町長は、団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を変更し、又は取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 播磨町まちづくりパートナー事業補助金交付変更申請書（様式第7号）の提出があったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他この要綱又は法令の規定に違反したとき。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条、第4条関係）

区分	補助対象事業
地域提案枠	特定非営利活動法人その他住民活動団体が町と協働して、地域の課題解決や生活の向上に資する公益的な事業
事業者・教育機関枠	事業者又は教育機関が町と協働して行い、地域の活性化と町の総合計画の達成に資すると判断される事業
チャレンジ応援枠	活動を開始しておおむね3年以内の団体が実施するまちづくり活動

別表2（第3条関係）

区分	補助率	補助の限度額
地域提案枠	補助対象経費の10／10	重点テーマ 300,000円 (町が指定するテーマに事業内容が一致するもの)
		一般テーマ 150,000円 (町が指定するテーマに合致しない全ての提案)
事業者・教育機関枠	補助対象経費の1／2	150,000円
チャレンジ応援枠	補助対象経費の10／10	20,000円